

藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について  
次の者を藤沢市民ギャラリー運営協議会委員に委嘱する。

2008年（平成20年）9月5日提出

藤沢市教育委員会  
教育長 小野 晴 弘

## 1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任 再任 の別	備考
ほしざき くにお 星崎 邦夫			学識経験者	新任	元藤沢市民 会館長
ふるかわ ひろこ 古川 博子			市民代表	再任	藤沢市 社会教育委員
ひらまつ けいこ 平松 敬子			利用者代表	再任	藤沢市 美術家協会
やまむら せいき 山村 正暉			利用者代表	新任	藤沢市 書道協会
あいざわ のぶよし 相澤 演義			利用者代表	再任	藤沢写真協会
やまぐち ひでお 山口 英夫			利用者代表	再任	県高等学校 美術工芸部会

氏 名	生年月日	住 所	選出区分	新任 再任 の別	備 考
おさだ きちお 長田 祥男			利用者代表	再任	藤沢華道協会

2 任期 2008年10月1日から2010年9月30日まで

#### 提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員が2008年9月30日をもって任期満了となることに伴い、藤沢市民ギャラリー条例第10条の規定により委嘱する必要による。

#### 参 考

藤沢市民ギャラリー条例 抜粋

(ギャラリー運営協議会)

第10条 ギャラリーの運営及び管理について諮問するため、教育委員会に属する附属機関として藤沢市民ギャラリー運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員（以下「委員」という。）7人をもって組織する。

3 委員は、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。